

茨木市有料老人ホーム立入検査実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第11項の規定により実施する有料老人ホーム（以下「施設」という。）に対する立入検査（以下「立入検査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2 立入検査は、概ね3年に1回実施する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるとおり実施する。

(1) 立入検査の結果、文書による是正又は改善を要する事項としての指摘をした場合において、引き続き立入検査を実施する必要があると認めるとき 当該立入検査を実施した年度の翌年度

(2) 市長が必要と認める場合 随時

2 市長は、立入検査を行うときは、あらかじめ施設の設置者若しくは管理者又は設置者から介護等の供与を委託された者（第4項において「介護等受託者」という。）に対し、立入検査の日時並びに立入検査を行う職員（以下「検査員」という。）の人数を書面により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による通知に際し、茨木市有料老人ホーム立入検査調書（様式第1号）を送付し、当該調書及び次に掲げる書類のうち、市長が必要と認めるものを立入検査日の2週間前までに提出させるものとする。

(1) 直近の事業年度の施設ごとの決算報告書

(2) 直近の事業年度の施設ごとの事業報告書

(3) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(4) 施設の見取図（各階別の平面図をいう。）

(5) 管理規程又は運営規程

(6) 情報開示事項一覧

(7) 入居に関する契約書及び重要事項説明書

(8) 特定施設入居者生活介護事業に関する契約書及び重要事項説明書（入居に関する契約とは別に特定施設入居者生活介護事業に関する契約を締結している場合に限る。）

(9) 入居募集に関するパンフレットその他案内書

4 立入検査は、原則として当該施設又は介護等受託者の事務所において、当該施設の責任者の立会いの下に実施する。

- 5 立入検査は、原則として検査員2人以上で実施する。
- 6 検査員は、立入検査の実施に際し、市長が別に定める立入検査調査票を使用する。
- 7 検査員は、立入検査の実施に際し、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第5条の2第3項の証明書を常に携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（検査事項）

第3 立入検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 施設の管理及び運営状況に関すること。
- (2) 居室の状況に関すること。
- (3) 施設職員の配置状況に関すること。
- (4) 介護サービスの実施状況並びにその記録の作成及び保存の状況に関すること。
- (5) 運営懇談会の開催状況に関すること。
- (6) 情報開示の状況に関すること。
- (7) その他必要と認められる事項

（留意事項）

第4 検査員は、立入検査の実施に際し、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 立入検査は、施設及び施設職員の正常な業務を妨げないように努めること。
- (2) あらかじめ施設関係者に立入検査の趣旨を説明し、施設の理解と協力が得られるよう努めること。
- (3) 服装、態度及び言葉遣いに注意し、施設及び施設利用者へ不信感及び不快感を与えないよう努めること。

（実施計画の作成）

第5 市長は、立入検査に関し、年度ごとに実施計画を策定するものとする。

（検査結果の措置）

第6 検査員は、立入検査を実施したときは、速やかに市長が別に定める復命書を作成するものとする。

- 2 立入検査の結果、改善を要する事項があるときは、当該施設に対し、当該改善を要する事項を通知するとともに、その対応状況について茨木市有料老人ホーム改善状況報告書（様式第2号）により報告を求め、必要に応じてその状況を確認するものとする。

（検査台帳の整備）

第7 市長は、効果的な助言及び指導を行うため、茨木市有料老人ホーム検査台帳（様式第3号）を整備し、常に検査結果、改善状況等の把握に努めなければならない。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、立入検査の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年2月27日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年3月10日から実施する。